

水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況について

将来の人口減少や施設の老朽化など、水道事業は安定的な事業継続に対する多くの課題を抱えていることから、水道法の一部改正（令和元年10月1日施行）の中で、事業の広域化・共同化を進めるよう、都道府県にその推進役としての責務が規定され、令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」の策定が求められています。

鳥取県においても、東部、中部、西部と流域別で区域を分け、広域化・共同化の手法について検討を行う県主催の会議が平成30年度から開催されており、各市町村の情報交換と現状把握等を行っています。

【東部地区】鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

【中部地区】倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町

【西部地区】米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

1 令和2年度【東部地区】検討会の取組状況

(1) 鳥取県発注「水道広域化推進プラン」策定に係る広域連携効果シミュレーション等業務

委託先：EY新日本有限責任監査法人

委託期間：令和2～3年度 債務負担行為

業務の概要

・基礎調査(現状分析)

主な調査項目

主要施設（水源、浄水場、配水池、管路）の施設台帳、図面、人口推計、普及率、水需要予測、大口需要家の状況、職員状況、決算書、アセットマネジメント計画、経営戦略、災害対応、業務委託状況、使用水量の今後の変動要因、料金改定の状況・考え方、各種経営指標（経常収支比率等）の将来目標 等

・財政シミュレーションの条件の設定、作成（自然体将来推計）

・広域化、共同化パターンの検討

(2) 検討会の開催経過

第1回水道広域化・共同化（流域別）検討会 ※Web会議方式

開催日：令和2年8月4日

内容：現状把握・分析、将来推計に必要となる施設整備及び経営に関する基礎データの調査を各市町村へ依頼

第2回水道広域化・共同化（流域別）検討会

開催日：令和2年11月19日

内容：調査票及び依頼資料の回収状況、現状分析、将来推計のイメージ、広域化パターンの設定

第3回水道広域化・共同化（流域別）検討会 ※Web会議方式

開催日：令和3年2月3日

内容：将来推計の経過報告、広域化パターンの検討

2 今後の予定（鳥取県が実施）

令和3年3月：自然体将来推計の調整、広域化シミュレーション調整・パターン選定
課題等の整理

令和3年度：パターン別の効果シミュレーション実施

令和4年度：広域化計画の策定

3 指定給水装置工事事業者講習会の共同化について

指定給水装置工事事業者を対象とした講習会の共同化について、令和2年9月、鳥取県東部4町（岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町）と協定を締結しました。

これは、事務の効率化と地域における給水装置工事技術水準の維持向上を目的とし、水道広域化・共同化の取り組みの一つとして検討を進めてきたものです。

令和2年度から鳥取市が開催する講習会に各町の指定給水工事事業者が参加することになりました。

※指定給水装置工事事業者制度

水道法により、給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を「指定」する制度をいいます。（この指定要件は全国一律に定められています。）

水道法の一部改正（令和元年10月1日施行）の中で、指定給水装置工事事業者の更新制（有効期間5年）が導入され、更新時に講習会の受講状況等を確認することとされました。

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、**水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するもの**であり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組むことが重要**。

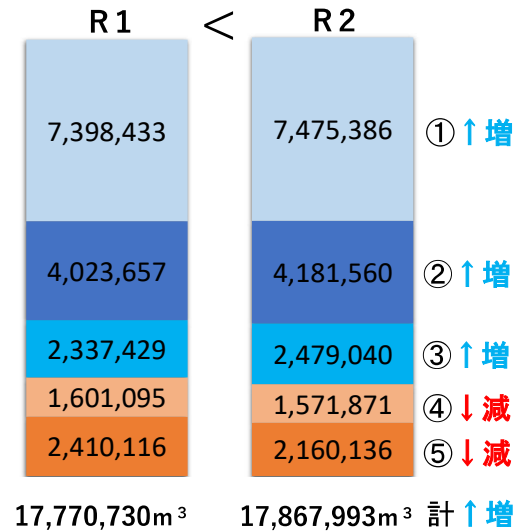
4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための**施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について

1 有収水量の実績と対前年度比較(統合前上水道給水区域)

		単位: m ³				
従量料金 段階別 区分	単価 円/ m ³	R1	R2	比較 (R2-R1)	影響額 試算 (千円)	
① 1m ³ ~ 10m ³	52	7,398,433	7,475,386	76,953	4,001	① ↑ 増
② 11m ³ ~ 20m ³	104	4,023,657	4,181,560	157,903	16,421	② ↑ 増
③ 21m ³ ~ 40m ³	139	2,337,429	2,479,040	141,611	19,683	③ ↑ 増
④ 41m ³ ~ 200m ³	166	1,601,095	1,571,871	△ 29,224	△ 4,852	④ ↓ 減
⑤ 201m ³ ~	202	2,410,116	2,160,136	△ 249,980	△ 50,496	⑤ ↓ 減
計		17,770,730	17,867,993	97,263	△ 15,243	計 ↑ 増



<参考>

統合前上水道給水区域における1日平均使用水量: 約48,700m³
(令和元年度実績)

令和2年度の年間の有収水量の実績は、令和元年度の実績と比較すると97,263m³増加しました。従量料金の段階別区分を見ると、一般家庭のほとんどが含まれる使用水量の少ない区分(①②③段階)の有収水量は増加していますが、事業用や営業用としての大口の水道使用者が含まれる使用水量の多い区分(④⑤段階)の有収水量が減少しています。

①②③段階の有収水量の増加は、外出自粛などで一般家庭の使用水量が増えたことが影響していると考えています。また、④⑤段階の有収水量の減少は、近年の減少傾向に加え、感染症拡大の影響を受けた大口使用者の事業活動縮小による使用水量減少が原因と考えています。

2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予の状況

支払猶予の措置は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金の支払いが困難な者で水道局へ支払猶予の申出があった者を対象に、令和2年4月以降請求分の水道料金について、1年以内の期間を限り徴収を猶予するものです。

■相談及び支払猶予件数・金額

令和3年3月31日現在

	家事用	家事用以外	合計
相談件数	6 [6]	5 [5]	11 [11]
支払猶予件数	6 [6]	4 [4]	10 [10]
支払猶予金額(千円)	58 [58]	8,024 [3,877]	8,082 [3,935]
上記金額のうち 納入済みの額(千円)	58 [55]	977 [643]	1,035 [698]

※[]内の数値は、令和2年11月25日開催の水道事業審議会において報告した令和2年11月1日現在の数値です。
「件数」は、1水道使用者につき1件として集計しています。